

## 「誓約書」に関する Q&A

Q1. 会社宛に誓約書提出についての依頼状が届いたが、どの部署・担当に転送すればよいのか？

A1. 社として誓約を求めるものなので、社として判断出来る部署に転送して頂きますようお願い致します。

Q2. 取引予定が無いが、今回の依頼状に記載されている誓約書の提出が必要か？

A2. 取引が発生した時点で御提出頂くことも可能ですが、今回の機会を捉えて提出に御協力頂きますようお願い致します。

Q3. 公的機関も文書提出の対象か？

A3. 公共性の高い公的機関等については、提出の必要はございません。

Q4. 他の法人からも類似の依頼があったが、個々に対応しなければならないのか？

A4. 省庁より出されている公的研究費の管理・監査のガイドラインにより各法人で対応を行っているもので、類似の依頼を行っていると思われませんが、各法人毎に対応する必要があるため、NIMS の分は NIMS 分として御提出をお願い致します。

Q5. 提出文書に押す印は代表者印でなければならないのか？

A5. 代表者印をお願い致します。ただし、代表者印を定めていない企業等におかれましては、代表者から契約締結権限を年間委任状等で委任されている方の印でも結構です。  
例) 支社長印、営業所長印

Q6. 誓約書は取引が発生する毎に提出するのか？

A6. 取引毎には提出頂く必要はございません。企業等の名称の変更があった場合には、再提出をお願い致します。この他、誓約書の記載内容を見直した場合には、再度提出頂きます。

Q7. 誓約書の提出は、NIMS と取引するにあたっての前提条件か？

A7. NIMS との取引の前提条件ではありませんが、「誓約書」の提出に御協力をお願い致します。